

# 未来60年賞選定及び運営手続

(2025年9月2日制定)

(2025年10月15日改正)

選奨規程第39条における未来60年賞委員会での、受賞者の選定、及び賞の運営は、この手続に従って行う。

1. 未来60年賞委員会委員長（以下委員長と略称する）は、選奨規程第35条における受賞候補者について、未来60年賞委員会（以下委員会と略称する）が別に定める手続により公募する。
2. 委員長は、前項の公募への応募者について年齢条件適格性の確認後、書類の欠落、候補の重複、会員資格の状況などを整理し、一次審査対象者リストを作成する。
3. 委員長を含む未来60年賞委員会委員（以下委員と略称する）及び審査員（以下審査員と略称する）は、次の手順により最終審査対象者を選定する。
  - (1) 委員長は前第2項の一次審査対象者リストにある者について各々2名以上の審議委員又は審査員に評価を依頼する。評価依頼を受けた委員又は審査員は、審査対象者の応募書類を審査し、結果を委員長へ報告する。
  - (2) 委員長は、委員及び審査員の結果を集計し、最も優れた者から順位をつけた上位8名以内の最終審査候補者リストを作成する。尚、同等の者があって、上位8名を選定出来ない場合は、最低順位における同等の者を全て加えた最終審査候補者リストを作成する。
  - (3) 委員会は、最終審査候補者リストについて審議を行い、8名以内を最終審査対象者として決定する。最終審査候補者リストにおいて、最低順位に同等の者がある場合は、委員会出席委員による多数決で最低順位の同等の者より最終審査対象者を決定するものとする。尚、多数決において同数が生じた場合には、最終審査対象者を委員長が決定する。
4. 委員長は、前項の最終審査対象者について、最終審査までに生じた審査適格性の喪失などの状況を整理し、必要に応じ最終審査対象者リストを修正する。
5. 委員長は、全ての審査対象者の発表終了後、速やかに未来60年賞審査委員会（以下審査委員会と略称する）を招集し、次の手順により最終審査を行う。
  - (1) 未来60年賞審査委員（以下審査委員と略称する）は、前第4項の最終審査対象者リストにある者について、応募書類及び発表内容を比較評価し、結果を委員長へ報告する。
  - (2) 委員長は、審査委員の結果を集計し、最も優れた者から順位をつけた上位3名以内の受賞候補者リストを作成する。尚、同等の者があって、上位3名を選定出来ない

場合は、最低順位における同等の者を全て加えた受賞候補者リストを作成する。

- (3) 審査委員会は、受賞候補者リストについて審議を行い、上位3名を選定し、順位を決定する。受賞候補者リストにおいて、最高順位、又は最低順位に同得点者がある場合は、審査委員会出席委員による多数決で、順位を決定するものとする。尚、多数決において同数が生じた場合には、委員長が順位を決定する。
  - (4) 審査委員以外の委員は、オブザーバーとして審査委員会に参加し、審査の適切な実施を監視する。
6. 委員長は、審査委員会終了後、速やかに委員会を招集し、次の通り受賞候補者を決定する。
    - (1) 委員長は、審査委員会の結果を報告し、オブザーバーとして審査委員会に参加した委員に対し、審査の適切な実施に関する見解を確認する。尚、審査委員会の審査に不備が確認された場合、委員長は、審査委員会へ再審査を求めるものとする。
    - (2) 委員会は、適切な実施が確認された審査結果における上位1名を未来60年賞（最優秀）受賞候補者として、後に続く上位1名を未来60年賞優秀賞受賞候補者として、その後続く上位1名を未来60年賞敢闘賞受賞候補者として、残りの5名を未来60年賞奨励賞受賞候補者として決定する。
  7. 委員長は、前第6項によって決定した受賞候補者の氏名、企画概要、審査結果等を調書にまとめ、理事会へ報告する。
  8. 委員会は、理事会の決議による受賞者の決定後に実施する未来60年賞の贈呈式典、及び付帯する会議に関する手続きを定め、これらを運営する。

附則（2025年10月15日改正）

本改正は、2025年度の選定及び運営から適用する。